

平成 20 年 1 1 月 2 6 日 (水曜日) 第 4 回定例会

出席議員 (17 名)

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	11 番	鈴 木 賢 也	議員
12 番	松 田 孝	議員	13 番	新 宮 征 一	議員
14 番	高 橋 勝 文	議員	15 番	佐 藤 暘 子	議員
16 番	川 越 孝 男	議員	17 番	那 須 稔	議員
18 番	石 川 忠 義	議員			

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長
芳 賀 靖 夫 農 業 委 員 会 会 長	那 須 義 行 総 務 課 長 (併 選 挙 管 理 委 員 会 長)
菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長	丹 野 敏 晴 総 務 局 長
奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長	尾 形 清 一 総 合 政 策 課 財 務 室 長
熊 谷 英 昭 税 務 課 長	安 彦 浩 総 合 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室 長
柏 倉 隆 夫 建 設 課 長	犬 飼 弘 一 市 民 生 活 課 長
山 田 敏 彦 花 緑 せ せ ら ぎ 推 進 課 長	犬 飼 一 好 建 設 課 長
安 孫 子 政 一 農 林 課 長	佐 藤 昭 都 市 整 備 室 長
秋 場 元 健 康 福 祉 課 長	犬 飼 一 好 下 水 道 課 長
那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長	鈴 木 英 雄 商 工 観 光 課 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	兼 子 善 男 会 計 管 理 者 長
高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長	今 野 要 一 (兼) 会 計 課 長
片 桐 久 志 監 査 委 員	兼 子 善 男 病 院 事 務 長
清 野 健 農 業 委 員 会 長	兼 子 善 男 学 校 教 育 課 長
	工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長
	兼 子 良 一 入 振 監 査 務 局 長

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

平成 20 年 12 月第 4 回定例会

議事日程第 3 号

第 4 回定例会

平成 20 年 11 月 26 日 (水曜日)

午前 9 時 30 分開議

再 開

- 日程第 1 一般質問
- ” 2 議第 9 5 号 寒河江市監査委員の選任について
- ” 3 議案説明
- ” 4 委員会付託
- ” 5 質疑、討論、採決
- ” 6 議第 9 6 号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ” 7 議案説明
- ” 8 委員会付託
- ” 9 質疑、討論、採決
- ” 10 議第 9 7 号 西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更について
- ” 11 議案説明
- ” 12 質疑
- ” 13 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 3 号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営について、本日午前 9 時から議会第 2 会議室において、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加されます議案は、議第 95 号、議第 96 号、議第 97 号の 3 件であります。

追加議案の取り扱いについては、本日の一般質問終了後、初めに、議第 95 号を上程し、提案理由の説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順で行ってまいります。

次に、議第 96 号を上程し、提案理由の説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順で行ってまいります。

次に、議第 97 号を上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、委員会付託の順で行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

伊藤忠男議長 日程第 1、11月21日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成20年11月26日(水)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
6	市政全般について	国の追加経済対策、とりわけ定額給付金制度に対する考え方について 最上川寒河江緑地公園整備計画の見直しについて 円滑な行政執行を図るための住民説明のあり方について	16番 川越孝男	市長
7	交通弱者対策について	高齢者の実態把握とニーズ状況を伺う 高齢者などの交通弱者を対象にデマンド交通システム導入を	12番 松田孝	市長
8	簡易専用水道の水質向上対策について	簡易専用水道施設(学校)の臭い、味などの問題について 学校施設の高置水槽、給水管の更新状況について 水質の安定供給と管理費削減を図るために、直結増圧給水方式の導入について		市長 教育委員長

川越孝男議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 6 番について、16 番川越議員。

〔 16 番 川越孝男議員 登壇 〕

川越孝男議員 私は、通告に従い、順次質問しますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

通告番号 6、市政全般について、国の追加経済対策、とりわけ定額給付金について伺います。

政府与党の追加経済対策に盛り込まれた総額 2 兆円の定額給付金は、給付金額が国民 1 人当たり 1 万 2,000 円で、18 歳以下と 65 歳以上に 8,000 円を追加した 2 万円とし、年度内給付を目指すもので、その財源には財政投融资特別会計の積立金を充てるというものであります。

所得制限については、法的拘束力を持たず、高額所得者には受給辞退を促すというものです。したがって、所得制限をするかしないか、また所得制限をする場合であっても限度額を下限 1,800 万円であれば幾らにするかや、所得制限を世帯主のみとするか、それとも世帯全体とするかは市町村が判断し、交付要領で定めることになっています。

給付の方法についても、現金給付か口座振替にするかは市町村が判断し、交付要領で定めることになっており、具体的には総務省に設置された生活支援定額給付金実施本部で詰めることになっています。

年度内に給付するには、2008 年度第 2 次補正予算案と財政投融资特別会計の積立金を財源とするための法案の早期成立が必須条件となるが、第 2 次補正予算案の提出期限すら定まらない状況であります。

昨日あたりの動向を見ますというと、今臨時国会への提出は見送り、通常国会への提出となれば年度内支給は困難になる状況にあります。同時に、市町村は大変な混乱を招く心配があるわけでありませう。

国民の間では、「定額給付金はばらまき予算で、景気対策なのか生活支援策なのか中途半端で効果は期待できない。3 年後の消費税増税がセットであり、給付は 1 回限りで増税が永久に続くので反対。票を金で買う悪質な選挙買収だ」と国が所得制限の判断を市町村へ丸投げしたことに対する批判はさらに強く、制度の見直しを求めるコメントが全国の市町村長より相次いで出されています。

そこで、3 点について伺います。

一つは、定額給付金に対する佐藤市長の考えを伺いたいと思います。

二つには、所得制限や給付方法は市町村が判断し、給付要綱を策定することになるが、本市の場合、どのようになされる考えなのか伺います。

三つには、1999 年に発行された地域振興券の場合、本市における実績及び効果はどうであったのか伺います。

次に、最上川寒河江緑地公園整備計画の見直しについて伺います。

最上川寒河江緑地公園整備事業は、平成 14 年度からの実施計画に新規事業として計上され、平成 14 年 9 月 3 日に国土交通省の補助事業としての認可を得て、中央広場、多目的水面広場、グラウンドの

多目的広場、芝生広場の整備が進められています。

認可を得た時点では、事業費が15億円で事業年度は平成14年度から20年度となっていました。ところが、この間、実施計画では、平成17年度から事業費が8億5,000万円、事業期間が平成14年度から21年度へと変更。さらに、平成19年度からは事業費が8億7,500万円で、期間は平成14年度から24年度へと二度変更され現在に至っています。今年度中に計画の見直しをしなければならないと言われておりますが、そこで3点について伺います。

一つは、一般論としてでありますけれども、この種の補助事業の見直しをする場合、制度上、どういった手続が必要となっているのか伺います。

二つには、実施計画で2回の変更がなされています。しかし、期間と事業費以外の内容は全くわかりません。見直しをするためには当然のことですが、住民の意向、完成後の利活用状況、財政事情、後年度負担とならない維持管理、費用対効果など見直す際の基準があるべきであります。そういった基準に沿って客観的な検証を行うことで、財政事情が厳しくなる中で事業の見直しの必要性や事業の優先順位及び事業選択の妥当性が高まると思います。このことが、市民に見える形で進めることが重要だと思っておりますが、市長の見解を伺います。

さらに、今進められている見直しは、どういう基準でだれがどの場で見直しをしているのかもあわせてお伺いいたします。

三つには、現在の整備区域と最上川の本流が流れている間に樹木やススキなどが生い茂る原野状態の土地があります。行政的には中山町領域の土地ですが、あのままでは景観上も安全面や防犯上も問題であります。したがって、市の事業が完成してからでなく、同時並行して整備されるよう、中山町や国土交通省と調整・協議を進めるべきと思っておりますが、このことについての見解もお伺いいたします。

次に、円滑な行政執行を図るための住民説明のあり方について伺います。

土地取得を伴う事業を展開するには、事前に地権者の同意を得て、その上で予算化をして具体的に事業を進めることが基本であり、そのようになされていると理解をしています。しかし、この間、予算を決定しながら事業を取りやめなければならない事態も見てきました。市民の方からこういう話を聞いたことがあります。「来年度から事業を始めたいので、ぜひ用地を協力してほしいとの要請には再三にわたっているんな方々が来たが、了解した以降は1年近く何の話もなかった」というのであります。市としても当初予算で決定していても、すべてが年度当初に執行できるものでもなく、1年間の財政計画の中でなされることから、財政の裏づけがなければ用地交渉ができないことは理解をいたします。

そこで、予算が決定した場合、年度当初に地権者に対し、いつごろ用地取得のための交渉に入れるかを含めたスケジュールを説明すべきだと思います。このことによって、地権者の理解と協力が得られるものと思っておりますが、このことについても市長の御見解をお伺いし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、定額給付金制度に対する考え方でございます。

御案内のように定額給付金事業は、11月18日付の総務事務次官の通知によれば、先月30日に政府与党等が決定した生活対策に基づきまして、景気後退化での生活者の不安にきめ細かく対応するための

家計への緊急支援として、総額2兆円を限度とする定額給付金が実施されることになるようでございます。

定額給付金に対してどのような考えを持っているかという質問でございますが、国の通知によりまして、景気後退化での生活者の不安にきめ細かく対応するための家計への緊急支援として実施するということでもありますので、灯油等の価格が高い水準にあり、食料品の価格も値上がりしている状況においては、家計への支援、そして消費拡大に効果があるものと思っております。

それから、この給付金事業をどのように進めるかという質問でございますが、実施方法につきましては、国の通知では市町村が実施する給付事業に対し、国が補助率10分の10の補助金を交付する方式を想定して、定額給付金事業を実施するということが示されているだけで、具体的な内容の詳細が示されていないところでございます。

先ほどもお話がありましたけれども、総務省では今月11日に定額給付金実施本部というものを設置いたしまして、具体的な事業実施方式を検討しているところでございますが、都道府県と政令指定都市に対する実施方式の素案の説明会が28日に開催されるということになっておりまして、その後、県において来月上旬にも市町村への説明会を開催する予定になっております。具体的な事業実施方法については、県の説明を受けた後に検討していくこととなりますが、迅速な対応をするため事業実施の主体责任を総合政策課といたしまして、関係課によるプロジェクトを立ち上げながら実施することを考えているところでございます。

それから、所得制限の設定についてでございますが、このことにつきましても、今申しあげました国の通知では一切触れられておらず、正確な内容は不明でございますけれども、新聞報道等では、政府与党は、定額給付金について全世帯を支給対象とするものの、所得制限の設定を各市町村の判断にゆだねることとして、所得制限を設定する場合の所得の下限を1,800万円に設定したと言われております。この所得制限を設定するかどうかについてでございますが、県の説明会において国の方針等が正確に説明されることと思われまますので、その説明を受けた後に決定していきたいと考えております。

それから、平成11年度に実施しました地域振興券の実績と効果についてでございますが、このことにつきましては、平成11年の9月議会においても質問がなされたところでございます。地域振興券は、15歳以下の児童の属する世帯の世帯主及び老齢福祉年金等の受給者等に交付したものでございました。1万293人、それから金額では2億586万円でございます。この地域振興券での交付事業の効果につきましては、地元商店街や大型店において地域振興券交付事業にタイアップした多彩な事業が取り込まれ、例年にも増して人出が多かったことなどを聞いておるところでございます。消費行動の喚起に役割を果たし、波及効果があったものと考えておるところでございます。

次に、最上川寒河江緑地公園についてのお尋ねにお答えいたします。

最上川寒河江緑地公園整備計画につきましては、御案内のように平成13年度に基本計画を策定し、これをもとに事業期間を平成14年度から平成20年度、事業費を15億円として、平成14年9月3日に認可を受けて事業に着手してきたところでございます。現在認可を受けている事業期間が満了となることから、事業計画の変更をする必要があるため、県と協議をしながら進めているところでございます。

最初に、この事業計画の見直しに当たっての住民の意向の反映についてでございますが、見直しの中で、基本的なコンセプトや多目的水面広場、グラウンド広場、芝生広場などの施設については変わ

らないところではございますが、今後整備に着手するグラウンド広場や芝生広場につきましては、これまでパークゴルフのできる広場の御要望などもございますので、市民によるワークショップを行い御意見を伺いながら、さらなる利活用が図られる施設にしたいと考えておるところでございます。

それから、費用対効果や完成後の維持管理費につきましては、それぞれ基本計画策定時に算出してありまして、このたびの事業認可変更に伴う見直しは必要でないところでございます。

しかしながら、実質的な維持管理費につきましては、これまでもお答えしているところでありまして、動力費や除草費、そして光熱水費、保守管理費などの経費について供用開始時に合わせて積算いたしまして、予算を計上してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、補助事業の見直しにおける制度上の手続についてもお話がございましたが、本事業は市施行の都市計画事業でございますので、都市計画法第59条第1項に基づき、県知事からの認可を受けて施行しており、また事業計画の変更につきましては、都市計画法第63条第1項に基づきまして、県知事の認可を受けなければならないことになっております。

変更認可申請につきましては、県と協議の中で残事業計画の精度というものを高めるため、事業年度後半が通常となっており、また許認可事務の煩雑さを防止しまして効率化を図るという観点からも、計画を変更しないと事業を実施できないような状況になった場合に変更するのが通例となっているところでございます。

そのようなことで、最上川寒河江緑地につきましても、これまで変更認可することなく事業を実施してきたところでございますが、事業期間が平成20年度までとなっていることから期間を延長する必要があるため、今年度内に事業認可の変更をすべく県と協議を進めているところでございます。事業期間を平成24年度までに延長したいと考えておるところでございます。

事業費につきましては、市の実施計画で必要最小限の構造物など、緑地の機能を保持しつつ経費縮減に努めまして許可額の範囲内で実施してまいりたいと考えております。

緑地と隣接する最上川の川べりの整備についてでございますが、最上川の寒河江緑地と最上川は密接な関係があるわけでございます。最上川をカヌーやボート等で下り緑地に入るルートとしましても、またフットパスとつながる散策路ルートとしましても整備が必要と思っております。今後、国土交通省と協議してまいりたいと考えております。

次に、円滑な行政執行を図るための住民説明についてのお尋ねがございました。お答えいたします。

予算に盛り込まれたところの事業を実施するに当たりましては、地元の協力なくして遂行できないものがたくさんあるわけございまして、地元の方や町会長等々に協力をお願いする場合は、担当課において地元へ足しげく通い、事業の内容やスケジュールなどを詳しく説明いたしまして、連絡を密にしながら事業の円滑な執行を図っているところでございます。

予算成立後に、何らかの事情で事業着手までに一定の期間が必要になるような場合につきましても、事業の着手までの間、関係する地元の方との情報交換や連絡というものを十分密にしていくことは当然のことでございます。今後ともそのように努めながら、円滑な事業の推進を図っていかねばならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 1問目にそれぞれ詳しく答弁をいただきましたけれども、まだ私のお尋ねした部分と

かみ合っていない部分も若干ありますので、さらに理解を深め合う、あるいは私が言わんとしていることを受けとめていただいて、市長の見解をさらにお尋ねをしたいという立場で2問目に入らせていただきたいと思います。

一つ目の定額給付金の関係でありますけれども、11月28日にそれぞれ市町村の所管の人たちが県からの説明を受けると。そしてその後に対応したいという答弁でありました。しかし、既に国の方などが言っているのは、制度として拘束力のあるものにはしないという、先ほど言ったような所得制限の問題、給付の方法については市町村が判断をして対応しなければならないというのが今回の給付金であります。

したがって、実施本部でこうした方がいいのではないかというふうな案は詰められるそうでありますけれども、しかしそれが法律で縛られた制度として、実施本部で示されたとおりしなければならないという性質のものでないというふうに言われていますし、そう理解をしています。

したがって、28日の説明を受けた後であっても、所得制限や給付の方法については、寒河江市は寒河江市みずからが判断をしなければならないという、この時点になることは必至だというふうに私は理解をしています。したがって、その判断をする上でも、どちらがいいかなというふうな、こうした場合にはこういう問題があるのではないかなどということが、説明の際に受けられるのだとは思いますが、最終的には市が判断をしなければならないと。

そして、これがずっと後回しにできない年度内支給という、給付金の趣旨を生かすためには早くしなければならないということがあろうかと思っておりますので、こうした場合に今さまざまな全国の市町村長から、このままでは混乱が出る、あるいは格差が出るということで、制度をもっと改正をしてほしいと。国の給付金制度であるならば、一定の拘束力のあるものにしてほしいという声なども出されているわけですが、28日の説明を受けてもなおそういう心配がある場合には、寒河江市の市長として国の方にも制度の改善を求める意思があるのかどうか、重ねてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、最上川緑地の関係でありますけれども、見直しは、当初事業の認可を受けるための申請時の計画しか今はないと。それでもってずっと進んできていると。そして、当初は平成14年度から20年度までだったので、もう20年の期限が切れるので、今回その期間内に見直しをしなければならないのでやっているのだという1問目の答弁でした。

そして、住民の意向も聞きながらやりますけれども、それは全体的なものではなくて、芝生広場やグラウンドの今後については、住民の意向も聞いていきたいというような趣旨だったというふうに理解をしました。

しかし、今回私が質問したのは、今見直し作業を進めていますけれども、だれがどの場でやっているのかというお尋ねをしたんです。やっぱり住民に見える形でしなければならないと私は思っています。役所や役人だけでこういう事業の見直しなんかはだめだというふうに思うんです。広く住民も参加する中で、今の事業はどうあるべきなのかと。市長は多目的水面広場なんかについては変更しないということもありましたけれども、それから、費用対効果の関係ももちろん見直しは考えていないという話もありました。しかし、市民の感覚としてはそうではないと思います。先ほど市長は、平成14年度から20年度までで期限が切れるから見直しをしなければならないという、見直しの必要性については力説されたように思います。

しかし、私は1問目でも申しあげましたように、計画した当時と今日の寒河江市の財政状況がどういふふうになっているのか、先般の一般質問でも平成21年度の財政規模は、20年度と比較して一般会計で5億円少なくなるという予想が示されました。こういう状況の中で考えなければならないと思うんです。

そして、またこの議場でも、南部地区の人は地元スーパーもなくなった、高速道路の北側の方まで食料品やなんかも買いに行かなくてはならなくなったと、したがって鯉屋道路の整備をしてほしい、これが地元の要望だというお話もありました。そうしたときに、私はこういう事業の見直しをする際に、本当に南部地区の人たちが暮らすためにそういう生活道路が本当に必要だということであれば、財政状況はこうなっていますと、カヌー場をつくっても大会やるにしてもどれくらいの開催数があるのかもわからない。そこに行くバスやなんかが入るアクセス道路をつくる状況もなかなか大変だと。これが南部地区の人の意見だったら、その際にこういう状況を示しながら、どちらこっちもというわけにはいかないんだと、皆さんはどちらを選択しますかというふうなことをお互い投げ合いながら、行政と住民がキャッチボールしながら、事業の選択をしていくということが今まさに我々議会も含めて求められているのではないかと思うんです。

したがって、どこの場でだれがそういう計画の見直しをするのかということを一問目で問うたわけでありましてけれども、県の認可を得なければならないのでというのはありましたけれども、その見直し作業そのものに住民の意向が反映される中で、住民も参加する中でやっていただきたいというふうに思いますが、このことについてもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、当初の計画で見ている維持管理費についても、今も全体的なものは示されません。この間もずっと言っているんですけれども、それは単品でといいますか、こうした場合にこれこれだけあって、今の計画であのエリアを全体的に整備した場合に年間総額でどれくらいかかるのかということを示すのは、事業の取捨選択あるいは順序というものを判断する上でも極めて重要だと思います。

今回の申請時の計画などは、維持管理費は全く標準値で、1平方メートル当たり年間340.1円というこの数字を事業する面積に掛けた形の中で出されているわけでありまして。当初の計画では平成16年度から19年度まで、そして平成20年度以降は全面供用開始ということで計画されておったわけでありましてけれども、一部供用開始の段階では6,121万8,000円、全面供用開始になると8,525万円という全くこれは積み上げた数字ではなくて標準値で出されているわけでありまして。逆に言うと、標準値というのは3種類が公園にはあるわけですが、その三つの公園の平均した維持管理費というのが340.1円というふうなのが基準になっているわけでありまして。そして、これも先ほど市長が言われましたように、平成13年度の計画策定時の標準価であります。

したがって、こういう形から考えても、ぜひ見直しの際には、行政だけではなくて住民も参加した中で、そして見直しする中身もこれからつくる運動広場、芝生広場だけでなく全体的なことでの見直しをしていただきたいということを重ねて申しあげながら、市長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、中山町の部分、はみ出した部分は国交省の方とも協議をしていきたいということでありますので、せっかく公園をつくっても、そっちの部分がやぶの状態では非常にまずいというふうに思っておりますので、よりよい整備になるように特段の御尽力をぜひお願いしたいと思います。

それから、円滑な行政執行の関係で、これは当然だということがありました。したがって、ぜひそ

ういうふうにやっていただきたいと思います。そのためには当初予算を議決すると。しかし、当初予算を議決したから寒河江市全体の事業の中ですべて4月や5月にできるわけではないですからね。12カ月間の中で財政計画を組まない限り、この事業の用地買収はいつから入れるかというのはわからないわけです。したがって、予算に基づいた年間の財政計画、この部分をきちっとつくりたいということ、それぞれの係では、すぐ住民に説明に行きたいんだけどこの事業にいつ取りかかれるのかわからないという問題が出ますので、この辺について、現状はどうなっているのかと、私の提案に対しての見解もあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

以上で2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 定額給付金の問題でございますけれども、一言で言えば、今回の制度の執行に当たりまして寒河江の市長として国に物申すのかどうかと、こういうことだろうと思いますけれども、きのうあたり行われましたところの全国の市長会におきましても、全国の町村会におきましても全市町村長の代表としての御意見を国に上げていくと、こういうことでございまして、そういう面でのこれまでの取り組み、そしてまた今回の国に対しての意向反映というようなことにつきましてはなされておるわけでございまして、それに対しまして個々に市町村長がというのは言わなくても差し支えないのではなかろうかなと、こう思っております。

それから、最上川でございますが、コンセプトというのは先ほども申しあげ、あるいはこれまでの事業計画の中でも御案内かと思っておりますけれども、それに基づいて進めておるわけでございまして、それを進める中で地元の御意見ということも聞き入れておるわけでございます。地元の意見というのは何も南部だけではありません。これは寒河江の大きな事業としてやっておるわけでございまして、現在山形県におきましても、最上川というものをこれから自然文化遺産にというような話もなされておりまして、その中で最上川をどううまく活用するかと。

寒河江市は、今言ったようにいわゆる多目的に水面を広く県民に活用する、あるいは市民におきましても、地元の施設として十分なる活用ができるようにということでの取り組みなわけでございますから、そういうコンセプトの中でこれまでも順次整備を進めてきておる段階なわけでございます。

財政云々の話も出ましたけれども、だからこそ費用対効果というものを考え、あるいは市の財政事情というものをにらみ合わせながら、これまで認可事業の中での実施計画にのせまして進めてきたわけでございます。平成20年度で期間が切れますので、これまでの実施計画と一致させるという形で24年度までの延長ということで、補助申請というものをやり直ししてまいろうということでございます。

また、事業費につきましても、当初の計画の範囲内でいろいろ内容なりあるいは効率的な運営というようなことを考慮しながら、これから決めてまいろうということでございます。

どのような経費がかかるか、細部についてどのような考えを持っているかということにつきましては、先ほども申しあげましたように、まだできておらないわけでございますから、順次できている中での使用開始時に合わせまして、処理してまいりたいと、このように思っておりますのでございます。

それから、一般的な事業実施をする場合の住民への御理解と財政計画とのにらみ合わせというようなことでございますけれども、これは御案内のように、予算が決まれば予算を適切に執行するという

観点からそれぞれの所管するところにおきまして住民と接触しながら、そして所期の目的を達成できるような執行ができるようにと願っていただいております、特別にそのための財政計画というようなものを考えておるわけではございません。

議会においてもお示したように、予算の中にも細部にわたっての諸般の内容があるわけですから、それに基づいて地元の了解が得られ、そしてまた適切な執行につながるような方法での予算を使うことによりましてこの事業の目的が達成できるようにと願って進んでおるところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 時間も12分ですので、いろいろ申しあげたことを受けとめていただいて、そしてアメリカでなくても次の方にスムーズな引き継ぎがなされるようにしていただきたいというふうに思います。

ただ、最上川寒河江緑地の関係の見直しをどの場でやっているのか、どういう人たちが、全く行政の内部だけで県や国交省の役所、役人だけでやっているのか、こういう寒河江市の大きな事業ですので市民の意向も聞きながら見直しというのはすべきではないのかというのが私の問うてる趣旨なんです。

しかし、1問目も2問目も答弁はありませんでした。したがってこの点だけ、現状はどうしているのか。これからどうするかということだけではなく、現在どういうメンバーでどこの場でやっているのかということを知っているわけですから。今年度中に見直しをしなければならぬので今していますということですので、これだけはお答えをいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 補助期間の延長ということで国・県との打ち合わせ、すり合わせをしておるわけでございます。あとは具体的な実施計画になるわけでございますから、それにつきましては、これまで承ったところの地元の意見やらあるいはさらにこれから検討してしかるべき余地があるということになりますれば、それらについても今後実施計画を組む段階におきまして関係各位の御意見なり、あるいは広く最上川のあり方ということもございまして、国等々のお話も承りながら詰めてまいりたいと、このように思っております。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 何ば言っても同じようですので、しかし、こういう大きな事業の見直しの際には、役所だけではなくて住民にも参加をしていただいてやってほしいという声が議会の中でもあったということを、後任にも引き継いでいただきたいということを申しあげておきます。

9月議会で、佐藤市長は今期限りの勇退を表明されました。6期24年間、四半世紀にわたっての市政のかじ取り役、まことに御苦労さまでございました。

先日、市長は、「愚直なまで寒河江市や市民のために取り組み、市民の皆様の協力で大きな成果を上げることができた」として市民の協力に感謝する言葉を述べられております。

私も、佐藤市長に対する質問は今回この場で終わりでありましてけれども、私はこの18年間、定例議会ごとに欠かさず一般質問を行い、また総括質疑や委員会など、議会のあらゆる場を通じて、私も議員として愚直なまで市民の立場から発言し行動してまいりました。この間、市長も私もそれぞれ信念

を持って市民の幸せのために取り組んできたものと思っております。幾つかの課題について平行線のままのものもありました。しかし、これらの課題についても今後多くの人々によって検証される中で評価され、整理されていくものと確信をしております。

佐藤市長におかれましては、任期が終わるまでますますの御活躍を期待すると同時に、勇退後は残夢を味わっていただきたいと思います。私はこの18年間、佐藤市長と真摯に政策議論ができたことに感謝を申しあげ、そして御礼を申しあげながら、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

松田 孝議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 7 番、8 番について、12 番松田 孝議員。

〔 12 番 松田 孝議員 登壇 〕

松田 孝議員 おはようございます。

質問に先立ちまして、今議会をもって勇退を表明された佐藤市長の 24 年間の御苦勞に対し、敬意を表すとともに御健勝を心よりお祈り申し上げます。

さて、私は、日本共産党と市民を代表し、市民から寄せられた要望や意見を踏まえ、通告している事項について、市長並びに教育委員長に見解を伺います。

最初に交通弱者対策について伺います。

寒河江市の高齢化率は平成 2 年 10 月 1 日現在、16.1% でありましたが、19 年には 25.6% で、この比較では 9.5 ポイント上昇し、本市の高齢化が急速に進んでいます。さらに、同時期比較で世帯数が 2,600 世帯も増加しており、核家族化が年を追って上昇しています。

このような状況の中で、高齢化や核家族化の進展で居住地域の生活構図が急速に変化してきています。その結果、高齢者は病院の通院や買い物に行くにもだれにも頼れず、移動手段に過大な負担を強いられているのが実態であります。そのために、生活の移動手段として公的機関による交通網への要望は大変高く、とりわけ交通の空白地域の解消を図ることが重要であり、喫緊の課題と考えます。

私は、地域間の格差で移動の自由が制限される方たちの深刻さを当選直後からこの議場で、規制緩和によるスクールバスの活用や混乗型、さらには補助事業などを活用しての循環バスの運行などを提起してきましたが、佐藤市長初め教育委員会は、この問題に対して対処しようとしませんでした。

その後昨年 6 月議会で、改めて高齢者に配慮した移動手段について考えをただしたところ、佐藤市長は交通弱者の支援策を探るとして、実態調査を実施するとの考えを示しました。その後 1 年数カ月経過していますが、具体的に高齢者の実態把握とニーズはどのような結果であったのか。また調査方法、実施時期を伺いたいと思います。

次に、バス路線の存続について伺います。

現在の交通事情は、公共交通網の廃止や減便で交通の空白地域と時間帯の空白も広がり、さらに JR の鉄道やバス路線があっても、目的地まで遠回りや乗り継ぎを強いられるために利用頻度や満足度が低下してきています。こうした中で、全国的にバス路線の見直しや廃止が相次いでいます。その理由として、燃油の高騰と自治体の財政悪化で、赤字バス路線を維持するための補助金削減やカットが要因となっています。

そこで伺いますが、本市では市民交通対策費として天童市へ運行負担金、路線バス事業者にバス路線維持費補助金を支払っていますが、来年度以降、これらの対策をどのように実施していくのか伺います。

また、天童市や路線バス事業者からの燃油高騰に対する支援要請やバス路線の減便、廃止などの具体的な要請が出されているのか伺いたいと思います。

次に、高齢者などの交通弱者を対象にデマンド型交通システムの導入について伺います。

社会生活を営むための基本的な条件を満たすために、他の市町村では、だれもが安心して豊かな生活が送れるよう知恵を絞り、工夫を凝らし、地域の実情に適した循環バスやミニバスを走らせ交通弱者対策を実施し、住民に大変歓迎されています。

一方で寒河江市民は、その取り組みと便利さを伝え聞き、「ここは交通の便が悪く、医者代よりも交通費が高くて困った。なぜ寒河江市は循環バスを走らせないのか」など、悲痛な声も多く、政策の転換が求められています。

これら課題解決に新たな代替交通として、デマンド型乗合タクシー事業を導入する自治体が増加しています。この事業は、山形県の生活交通確保対策事業で、自治体がタクシー会社などに委託し、ワゴンタイプの車などを必要台数だけ借り上げて、ITを活用して運行するものです。

利用者のメリットは、登録するだけで車の必要なときに自宅から電話で日時と目的地を連絡すれば、デマンド型乗合タクシーが自宅に回り、目的地へ低料金で移動できる送迎サービスが受けられること。自治体にとっては、だれも乗らない空気バスの運行経費削減や交通空白地域の解消ができるなど、加えて民間事業者の車両の有効活用と安定的な収入が確保できることです。既に飯豊町、高島町、川西町、鮭川村が導入し、白鷹町、三川町は今年度、予算化し導入へ、さらに、山形市や鶴岡市、庄内町、遊佐町は実施に向けて検討中であります。

デマンド交通システム導入は全国的に運行されていますが、その事例分析の調査結果を見ても、利用者の満足度が全地域において非常に高い結果となっています。寒河江市においても交通弱者の方々の利便性の向上を最優先に考え、デマンド型乗合タクシー事業を実施すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、簡易専用水道の水質向上について伺います。

ことし7月、「JAさがえ西村山ふれあいあぐりんの広報誌に、「学校の水を飲んでください」とのタイトルで、子供が通っている陵東中学校の水道水について書かれた記事が載っていました。具体的な指摘がなされ、最後には大人が学校の水を自分の舌で確かめることが先決と掲載されていました。

早速、日本共産党市議団は、保護者とともに話題になった陵東中学校を訪問し、水道水の調査を行いました。蛇口からコップにくんだ水を口に含んだ瞬間、嫌なにおいと味がし、日ごろ家庭で飲んでいる水とは明らかな違いがあり、さらには生ぬるさが加わって、寒河江市の水道水とは思えないような水の味でした。夏の間などは大勢の子供たちが大量に飲む水なのに、このような水でいいのだろうかという疑問を持ったのは私一人だけではありませんでした。

今回の調査で、「水がおいしくないということだけではなく、水質の安全性は大丈夫なのか不安だ」という保護者の意見もあり、この状況を担当課に申し入れたところ、年1回の検査を実施し、異常が見当たらないし、衛生上、問題はないとの回答でありました。確かに管理や衛生面では問題がないことを理解しますが、子供たちにおいしい水を飲ませてやりたいという思いから、所管や水道事業者らと話し合いを行ってきました。

その後、学校などで取り入れる簡易専用水道の管理やあり方について調べたり、他市町村の改善に向けた取り組みなどを参考にしながら、よりおいしく飲んでもらうためにどんな手法があるのか、また簡易専用水道の設置目的を維持しながら解決できる方法はないのかななどを模索してきました。

そこで伺いますが、簡易水道水による水質の低下を改善するために、新潟市などは、簡易専用水道方式から一般的な直結給水方式や高い建物には直結増圧給水方式を積極的に導入し、水質の安定供給

と管理費削減に努めています。本市においても、高さ制限などの設置基準を改正し、可能な限り直結方式に移行すべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

特に学校施設などは、1、2階だけでも可能な限り直結給水方式を採用することで、一般家庭と同じ水道水を飲めるようになり、水に対する不信感を払拭できると考えます。一部直結給水方式を採用することについて、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、教育委員長に伺います。

水道法の第34条の2に基づいて、定期に検査を受けなければならないと定められていますが、学校施設の老朽化にあわせ、水槽の点検や清掃の頻度を高め、水質向上に向けた取り組みが必要だと考えますが、見解を伺いたいと思います。

2点目は、学校施設などの高置水槽、給水管は、材質により耐用年数が異なると思いますが、25年ぐらいをめどに更新するのが望ましいと言われていています。それぞれの更新の考え方を伺います。また、耐用年数の到達時には、管の抜き取り検査や管の更生を行うことで水質のさらなる安定化が図られると言われておりますが、これまでの給水管の検査や管の更生を実施した経過と時期、それに今後の対応を伺いたいと思います。

最後に、学校内に設置してある簡易専用水道施設の給水管理者は学校長と思いますが、各学校の水質の点検者はだれか。また給水施設などについて、これまで改善に向けての要請は何件あったのか伺い、第1問といたします。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前10時55分といたします。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時55分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、交通弱者対策についてでございます。

昨年の6月議会におきまして議員の質問に答えまして、高齢者の市内における交通移動手段の実態とニーズについて、老人クラブや高齢者関係団体から意見を聞いてまいりたいと答えたところであります。

そこで、昨年の9月とことしの1月の2回にわたりまして、老人クラブ連合会を通して、各地区役員が一堂に会する理事会等でコミュニティバスなどの市独自のバスの運行について御意見を伺ったところでございます。その結果、一部の地区の方から、買い物に出かけるために、あれば利用してみたいという意見が上げられたものの、その他市独自のバス運行に対する要望や御意見はなかったところでございます。

このことにより、高齢者の交通需要の状況につきましては、買い物、通院などが考えられるわけですが、移動手段としましては、自家用車が普及している現状から、本人みずからが運転する場合や家族運転による場合が多く、そのほかJRや路線バス等の公共交通機関、それからタクシーを利用されて移動手段が確保されているのではないかと判断したところでございます。

次に、天童市営バスに対する運行負担金とバス路線維持費補助金についての御質問にお答えいたします。

現在、天童寒河江間の天童市営バスに対し、運行経費が運行収入を上回った場合の差額について、天童市との運行距離割合によりまして負担金を支出しております。また、路線バス事業者に対しましても、同様に国の補助対象外となっております寒河江水沢線について県の補助を受けて、西川町との運行距離割合によりまして、バス路線維持費補助金を支出しているところでございます。御案内かと思えます。

いずれの路線とも、通学や日常生活に欠かせない路線でありまして、市民の移動の際の足の確保のため、これまで負担金及び補助金を支出してきたところでございます。これらの補助金等を継続するかどうかという御質問でございますが、このことについては、新市長の判断にゆだねられるところでありますが、その必要性をかんがみれば、継続はされるのではないかと考えているところであります。

次に、路線バス業者からの要請についてでございますが、先日、今年度のバス路線維持費補助金の交付申請がなされたところでありまして、燃料高騰の影響などから昨年度より損失分が多くなり、昨年より増額の申請がなされたところでございます。

また、バス路線の減便、廃止につきましては、現在のところ、特に要請は出されていないところでございます。

次に、このデマンド型交通事業の実施についてお答えいたします。

御案内のように、デマンド交通は地域生活交通の一つの形態として位置づけられているものでありますが、従来の路線バスとは異なり、利用者の要望に応じて、利用者それぞれが希望する乗車時間や場所を事前に電話で予約いたしまして、他の利用者との乗り合いによりまして目的地まで移動するものでございます。お話がありましたとおりでございます。この交通システムのメリットとしましては、タクシーのような便利さを路線バス並みの低料金で利用できることにあります。

これまで、高齢者等の交通移動手段につきましては、本市におきましては、JR左沢線を初め、民間や公営のバス路線等の公共交通機関が市内に張りめぐらされておりまして、移動の際の足が確保されていると思われることから、コミュニティバスなどを実際に運行するには、利用者の見込みを踏まえた費用対効果を十分に考えなければならないと答えてきたところでございます。

今お答え申しあげましたように、老人クラブ連合会を通じて御意見を伺った限りにおいては、現段階でデマンド型生活交通を導入しても、それを維持できるほどの利用者数が見込まれるとは思えないことから、今後、高齢化や核家族化のさらなる進行、そして既存路線バスの廃止や便数の削減などによりまして、移動手段を持たない高齢者が増加するなどの状況が生じる場合に、検討課題として浮上してくるものと考えておるところでございます。

次に、簡易専用水道の水質問題についての御質問に答えたいと思えます。

簡易専用水道施設は、学校に設けられているわけでございますが、水道直結方式に移行してはどうかということでございますが、直結式給水とは、給水装置の末端給水栓まで水道配水管の直圧によりまして安定的に給水するところの方式でございます。市では、現在の水道施設の稼働能力等を考慮いたしまして、安全な水を安定的に供給するため、給水装置工事設計施工基準というものを定めておるところでございます。

その中で、直結式給水を認める場合は水圧との関係等から、一つは、2階建て以下の建築物に給水する場合で、分岐点から最高位水栓まで8メートル未満までの場合、それから2番目としましては、配水管の給水能力、水圧等が十分である場合、そして3番目には、常時円滑に給水が得られる場合、そして4番目は、配水管及び給水装置に支障を来すおそれがない場合、これらすべてに適合する場合は、直結式給水を認めているところでございます。

御質問の学校のような3階建てで、一時的に多量の水を要する施設では、水圧の問題や配水管の給水能力等から安定的に供給することが難しいと思われまますので、認めていないところでございます。

それから、3階以上の建物であっても、1、2階の一部を直結給水方式にしてはどうかと御質問がございましたが、今申しあげましたが、学校のように多くの生徒が一時的に多量の水を使用するところの施設では、給水管の給水能力等の問題やまた断水時にも給水を持続する必要がある施設では、断水から復旧するまでの間、受水槽等に蓄えた水で対応できるように受水槽方式の給水をお願いしております。

私の方からは以上です。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 私の方から学校の簡易専用水道の水質向上対策についてお答えをいたします。

水については、児童生徒の健康を守るため、学校が責任を持って飲料水を衛生的に管理し、安全にまた児童生徒の学校活動のライフラインを確保するため、安定的に供給する必要があります。学校環境衛生基準に基づきまして、毎年6月と2月に2回、飲料水の水質検査を実施しております。前回の検査は6月に行いましたが、その結果、飲料に適すとなっております。

また、水道法に基づきまして、簡易専用水道施設では、1年以内ごとに厚生労働大臣の指定検査機関である山形県理化学分析センターの検査を受けることも義務となっております。この検査についても9月に実施しておりますが、異常なしでありまして、飲料水として適しているとなっております。

飲料水の検査10項目については、当然のことながら味やにおいの項目も入っております。指定検査機関での検査結果が飲料適ということであります。御指摘のにおい、味については、飲料水の検査では異常なしで、安全・安心な飲料に適した水という結果となっております。

清掃につきましては、簡易専用水道施設ですので、貯水槽の年1回の清掃点検が義務となっております。学校の高置水槽は、毎年夏休みを利用して8月に清掃点検を実施しております。

次に、学校の高置水槽、給水管の更新状況についてお答えをいたします。

建物が3階建てになっている学校では、簡易専用水道という高置水槽などの貯水槽を給水管とともに設置しております。最も古い陵東中学校の場合は、昭和43年から統合の校舍建築工事をしておりますので、給水管は40年経過しております。この間には、地中埋設給水管の老朽化による一部配管がえや給水管の一部抜き取り調査の結果を踏まえまして、管の更生工事を実施しております。学校施設等については、耐用年数が何年ということではなくて、経費の節減にも配慮しながら維持管理を十分にやってきているところでありますので、今後とも同様な対応で行っていきたいと思っております。

学校においては、学校長の指示で、日常の飲料水の点検を主に養護教諭が担当してありまして、残留塩素、色と濁り、臭気、味等に異常がないことを確信しておりますので、これまで改善というような要請はなかったところであります。

次に、直結給水方式についてお答えをいたします。

学校において児童生徒が活動するためには、わずかな時間の給水停止でもトイレなどが使えなくなるので生活に支障が出てまいります。児童生徒の活動の状況から休み時間などに集中して大量の水を必要としますので、学校内の給水管の口径は、直径が100ミリメートルから150ミリメートルと太い給水管を使用しております。通常考えられる工事や切りかえで給水が不能になった場合であっても、飲料水とトイレの水は使える状態を確保するという必要があります。

ただいま市長の答弁にありましたとおり、学校においては市の水道の基準に基づきまして、安全・安心な水を安定的に供給するため、受水槽方式の給水を採用し、簡易専用水道としておりますので、直結給水方式は考えていないところであります。

以上、よろしく願いいたします。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 答弁いただきましたけれども、2問に入らせていただきます。

デマンド交通に向けた、いろいろな具体的な調査はやったようですが、これまでずっと議会で高齢者の交通弱者対策についての話をしましたけれども、結果的に同じ内容であったと私は思っております。

ただ、平成8年度に第4次寒河江市の振興計画の中に、この問題も少し出ておりましたけれども、この当時、路線バスは17路線が寒河江市を起点としたり、あるいは通過する路線バスがあったようなことを書いてあります。しかし、現状としてはもう5路線ぐらい、高速を入れても7路線か8路線ぐらいしかないのではないかと考えています。ですから、それだけ交通弱者がふえているし、空白地域も相当ふえていると私は思っております。

ただ、今回は老人クラブ等々で調査をやったようですが、もう少し住民に密着したアンケート調査なりをすれば、具体的な必要性が多くなってくると思っております。山形市などはデマンド交通システムを採用するために、昨年の7月ですが、いろいろな公共交通についての支援策を探るとして具体的に調査をしています。それは、一つは書類配布による調査、あとは具体的に当市で実施したような聞き取り調査、そして今の公共交通機関についての満足度の調査なども具体的に進めています。

その結果、やっぱりバス利用者の満足度はおおむね33%です。山形市があれだけ交通機関が発達している状況の中で満足度が33%というのは、やはり朝の時間帯とかそういうところには回数がありますけれども、いざ高齢者が利用する時間帯、日中などは非常に交通の便が悪くなっているというのが実態だと出ているんです。

ですから、具体的にそういうところまで調査しないと、住民の要望するところが出てこないと私は思っています。そのために、やはり今後、もう少し身近な問題として考える必要があると思っております。そのための代替交通機関として、先ほど第1問で述べましたけれども、やはり今高齢者が必要としているのは、停留所からではなくて自宅から目的地まで行く手段を何とか確保してもらいたいという要望なんです、実際は。確かにタクシーなどいろいろな交通の便はありますけれども、高額な負担で交通費がかかって通院もできない、買い物もできないという問題が根底にあります。

そのために、今このデマンド方式が非常に全国的に注目されているんです。今寒河江市でも実施していますけれども、ミニデーのサービスなんかも停留所を設けて、「ここに集まってミニデーに参加

してくださいよ」と言ったら、参加者は少ないと思います。わずかだと思えます。あれは自宅から送迎することによって、あれだけのサービスを受けられるということで行っている人がほとんどだと私は思っています。ですから、今の時代、交通弱者に対しては、そういう取り組みが必要だと思っております。

先日、NHKの「クローズアップ現代」という番組でデマンド交通システムの具体的な取り組みをやっておりましたけれども、あの状況を見ても長野の安曇野市では、このシステムを導入するに当たって、目的地にはどういう要求があるのか具体的に調査をした結果、非常に利用頻度が多くなってびっくりしているんですね。

逆に秋田市では、住民調査もしないでバスを配車した結果、勝手に行政の方で目的地を4カ所ぐらい設置したために、本当の交通弱者がそこに行くためにまた別の乗り継ぎの機関を利用しなければならない、あるいは歩く必要が出る、非常に不便さがあって、今までの公共のバスよりも人数が減ったという経過もあります。

ですから、もう少し具体的に調査をして取り組みを進めていただきたいと思っているところなんですけれども、アンケートの取り組みあるいは今の交通弱者が求めている視点を、もう少し市長として理解をいただくようにと思っておりますので、その辺について再度市長にお伺いしたいと思っております。

それから、学校の水道水の関係でありますけれども、この直結方式をやるのに簡易専用水道を全部取り払えというのは私の考えではありません。専用水道をそのまま維持しながら、直結方式で1、2階に部分的にでもおいしい水を提供する箇所を設けることが必要ではないかと、こういう質問の趣旨であります。

ですから、全体的には8メートルという制限がありますので、それを3階まで設けるとか、そういう要求ではなくて、ある程度1階とか2階の階層を設けてやれば、簡単に設備をしても緊急対策にも対応できると私は思います。その取り組みにはそんなに費用がかかるとは私は思っておりません。ですから、その辺について、教育委員会あるいは市長も改めて認識していただきまして、その取り組みができるかできないか具体的に市長と教育委員長に再度伺いたいと思っております。

それから、特に教育委員会に伺いますけれども、陵東中学校は、学校建設当時から40年たっています。そのほかにも30数年という学校も相当数ふえてきておりますね。ですけれども、管の中の実態を調査するということを進めながら更生をかける必要というか、具体的な計画をもってしないと、陵東中学校ばかりではなくて、他の施設でもそういう問題が多くなってくると私は考えております。ですから、その全体的な計画をどのように考えているのか、そして陵東中学校の更生した時期を具体的に伺いたいと思っております。そして、そのほかの施設でも更生をかけた施設があるかどうか、その辺についても伺いたいと思っております。

それから、この学校の簡易専用水道を設置した当時と現在では、生徒数がかかなり減少していると思っております。当初の設置基準にのっとって設置したものであると思っておりますけれども、実際はその簡易専用水道の受水槽の基準が余りにも大きくて、水が循環しないのではないかとということが一つあると思っております。ですから、こういう調整を学校の中で具体的にできるのかどうか、その生徒数に応じて循環する水というのも再度検討する必要があるのではないかとと思っておりますけれども、その辺の考え方もあわせてお伺いし、第2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 デマンド方式の交通弱者対策ということでございますけれども、第5次振興計画のときにも調査するなり、あるいは御意見を聞くなりしましてその必要性は認められなかったということでございますし、今回の件につきましても、老人クラブ等々の話し合いにおきましてもそういう御意見はほとんど出なかったということでございますので、デマンド方式を採用するということにつきましてもは考えていないということは、1問目に答弁申し上げたとおりでございます。

密着したような交通手段が必要ではないか、さらに調査してはどうかという御意見でございますけれども、これまでも老人クラブ等からお話を聞いたところではそのようでございます。さらに意見を聞いたらどうかということでございますが、何も聞くことはやぶさかではございませんし、あるいはまた詳細な話し合いなりをするということにはやぶさかではございません。

それから、3階建て以上の学校におきまして、一部でもいいから直結方式というものを採用してはということでございますけれども、先ほど申し上げたとおりになるわけでございますけれども、学校といえますのは休みも同じで皆一斉にとるわけでございますから、3階建て以上の学校におきまして、1、2階だけあるいは1階だけをということになりますと、学校運営なり時間帯をうまく使う必要から、生徒からどういうふうにとということもあろうかと思えます。

そもそも先ほど申しあげましたように、水道基準というものも設けておりますので、その基準もそういうことから考えて策定されたものと思っておるわけでございますので、1、2階の一部だけということになりますと、そもそも学校を建築する段階からそういう視点で取り組まなければならないものだろうなと思っております。もしも大改修ということになりますれば、そういう必要性が本当にあるのかどうかということ、あるいは学校の生徒の利用状況から本当にどうなのだろうかということ、を十分考慮した上で、やらなければならないものだなと思っております。答えとしましては1問目に申し上げたとおりでございます。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

大沼保義教育委員長 幾つか質問がありまして、具体的また専門的なところは担当者から答えさせていただきます。

議員が指摘した中で、確かに高置水槽の場合の対流、いかに回転をよく、いかに新鮮な水を飲めるようにするかというのは、大変大きな課題だと思っております。議員から指摘があったように、今までも児童生徒の減少にあわせて貯水の水の量を加減するということができるということで実際今やっている、これをもっとまめにやっていくということは、新鮮な水を飲んでもらうという意味では大事なことかなと思っております。

直結方式等々は、今市長からお話のあったとおりでございます。それ以外のことで、担当者から答えさせていただきます。

伊藤忠男議長 学校教育課長。

兼子善男学校教育課長 私の方から2点ほどお答え申し上げたいと思えます。

最初に、管の更生計画についてでございますが、先ほど委員長が申しあげましたように、管の更生については年数というものには直接かわらない中で、維持管理の中でやっているというふうな基本的な考え方がございます。

そして、実際の陵東中学校の更生時期につきましては、昭和63年度にやってございます。それから、陵南中学校が平成5年度、陵西中学校が平成9年度ということで、3校で更生工事をやっております。

そのような形で施設の維持管理については、先ほど委員長が申しあげたような考え方で基本的には進めているということでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 松田議員。残り時間を考えてください。

松田 孝議員 わかりました。

水道水の問題ですけれども、私らも直接陵東中学校で飲んでみた結果、実感として非常に違うんですね。そして、そのほかに陵西中、陵南中、あるいは中部小学校等回ってみましたけれども、老朽化しているほど水の味が違うというか、そういうのが私ら素人の判断でもできる状態です。

ですから、やっぱり老朽化にあわせた実際の取り組みと。これを見ますと、今課長から報告ありましたとおり、老朽化の状態ではなくて、年度によってというか、その状況によって対応していくのが基本的な対応だと。ですから、具体的にこの時点でさびが多くなったとかいろいろな問題があって、この時期に更生をしたのだと思いますけれども、やはり基本的に安心しておいしい水を提供するために、さびとかが出る前に基本的な調査をして対応すべきだと私は思います。

逆に、問題が発生してから対応していくという今の状況だと、子供たちに不安材料として位置づけられるのではないかと思います。中部とか西根とか田代とかの小学校は30年を超えているわけです。そういうところに対しても具体的な計画を持って進めていかないと、今回のような水がおいしくないというような問題が各学校に波及していくという状況だと思いますので、具体的なこの辺の取り組み、そして改めて、さっき言った1階とか2階の簡易専用水道を使って、部分的にでも飲料水として最適な水を提供できるように、家庭と全く同じような水が簡単な工事でやれるような手段をとればできると思います。そんなにいろいろと中の配管をかえるまでの必要はないと思いますので、その辺を今後検討していただいて、おいしい水を提供していただくようお願いして、私の12月の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

伊藤忠男議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 2、議第 95 号寒河江市監査委員の選任についてを議題といたします。

この際、地方自治法第 117 条の規定により、鈴木賢也議員の退席を求めます。

〔 1 1 番 鈴木賢也議員 退席 〕

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第 3、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔 佐藤誠六市長 登壇 〕

○佐藤誠六市長 議第 95 号寒河江市監査委員の選任について御説明申しあげます。

議員のうちから選任する監査委員について、新たに鈴木賢也氏を選任いたしたく提案するものでございます。御同意くださるようよろしくお願い申しあげます。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第 4、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 95 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

伊藤忠男議長 日程第 5、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 95 号に対する質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより、議第 95 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 95 号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第95号は、これに同意することに決しました。

鈴木賢也議員の着席を求めます。

〔 11番 鈴木賢也議員 着席 〕

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第6、議第96号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第7、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔 佐藤誠六市長 登壇 〕

○佐藤誠六市長 議第96号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

寒河江市固定資産評価審査委員会委員に欠員が生じることから、新たに木村二男氏を選任いたしたく、提案するものでございます。御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第96号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第96号は、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

伊藤忠男議長 日程第9、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第96号について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより、議第96号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第96号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第96号は、これに同意することに決しました。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第10、議第97号西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更についてを議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第11、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第97号西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更について御説明申し上げます。

寒河江地区斎場の火葬手数料徴収事務を西村山広域行政事務組合で行うため、所要の変更をしようとするものであります。

よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

質 疑

伊藤忠男議長 日程第12、これより、質疑に入ります。

議第97号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 この議案については、反対とかなんかということではありません。了解をしたいというふうに思いますが、私は、広域事務組合の方の議員もしています。先般、広域議会の協議会もありまして、来年4月1日からのごみの一般廃棄物の処理料の料金の改定の説明などもありました。

しかし、このことについて、私ども広域の議員は知らされていません。したがって、一部事務組合を構成するそれぞれの議会でこの規約の改定も必要ですけれども、直接その仕事にかかわる部分として、ぜひ広域の中でも説明がされるような対応をしていただきたい。

市長は広域の理事長でもありますし、ましてや寒河江市の議会の議長は広域の議長もしていますので、今後は広域の議員の方にもきちっと前段に説明があるように配慮をお願いしたいということで、ここで申し上げておきます。

伊藤忠男議長 ほかに質疑ありませんか。佐藤議員。

佐藤暘子議員 この規約の改正というのは具体的にどのように変わるのか、変更の内容をお聞きしたいと思います。

伊藤忠男議長 総合政策課長。

菅野英行総合政策課長 内容についてお答えをいたします。

現在、寒河江地区斎場の使用料につきましては、関係市町の住民の10歳以上、10歳未満、死産児は無料になっております。ただ、胞衣と肢体（体の一部）については、関係市の住民は有料になっております。そのほか、管外の方については有料になっております。

使用につきましては、構成する市町の方に事務委託をしております。実際には各市町の窓口で使用料をお支払いいただいております。ただ、今申しあげました管外の方について、特に日直等で取り扱いした場合、既に斎場に行って終わった後にそれぞれの市町の窓口に行ってお金をお支払いいただくわけですが、中には終わったためになかなか支払いに来ていただけないということもあります。

また、そういう方についても、一たん終わった後、また寒河江市とか各市町に来るという手間がありますので、そういった事務の効率化、利用者のサービスを考えまして、この斎場で直接、使用料を納めていただくような形にしたいということで、この事務委託については廃止するというございます。

伊藤忠男議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて、質疑を終結いたします。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第13、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表（その2）

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	議第97号

散 会 午前11時45分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。